## 事務処理に必要な書類

	 届出を要するとき			h 41	代表者の	代表者の	被一括	特別	特別		中企団届出	I
届出書類	田山で安り のどさ	委託のとき	解除のとき	名称、所在 地等の変更	代表者の 変更 (個人)	変更 (法人)	被一括 事業場 の委託	加入 変更	加入 脱退	提出先	サービス対象	留意事項
保険関係成立届 (事務処理委託届)	(様式第1号)	0					0			<一元、二元雇用> →上野ハローワーク <二元労災> →上野労働基準監督署	•	<ul><li>届出後、「事業主控」(原本)を速やかに中企団に 提出してください。</li></ul>
名称、所在地等変更届	(様式第2号)			0	0						•	
事務等処理委託解除届	(様式第17号)		0								•	届出後、「事務組合控」(原本)を速やかに中企団 に提出してください。
継続事業一括認可・追加・取消申請書	(様式第5号)						0				● 届出後、「事業主控」(原本)を速やかに中企団/	
継続事業一括変更申請書 /継続事業被一括事業名称・所在地等変更届	(様式第5の2号)	Δ		$\triangle$							•	提出してください。
雇用保険適用事業所設置届												雇用保険適用事業所台帳が交付されますので、写し を中企団窓口へ提出してください。
雇用保険事業主事業所各種変更届		△ 個別・組変のとき		Δ	Δ					事業所所轄ハローワー ク		
雇用保険適用事業所廃止届			$\triangle$									
雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿 連絡	5用紙(中企団様式)	$\stackrel{\sim}{\sim}$					$\Rightarrow$					
特定個人情報等の取扱いに関する覚書	(中企団様式)	☆								中企団		雇用保険適用事業所につき、速やかに中企団に提出 してください。
特定個人情報等の取扱いに関する誓約書	(中企団様式)	$\stackrel{\wedge}{\sim}$										幹事社労士が雇用保険適用事業所の委託手続きを初めて行う場合に提出してください。
労働保険事務等委託書	(組様式第1号)	0					0					
労働保険事務等委託解除通知書	(組様式第11号)		0									
特別加入申請書	(様式第34号の7)	Δ								上野労働基準監督署	•	届出後、控(写し)を速やかに中企団に提出してく ださい。
特別加入に関する変更届	(様式第34号の8)				Δ	$\triangle$		0			•	届出後、控(写し)を速やかに中企団に提出してく ださい。
特別加入脱退申請書	(様式第34号の8)		Δ						0		•	届出後、控(写し)を速やかに中企団に提出してく ださい。
労働保険料等算定基礎賃金等の報告 (組機様式第5号 ※現場労災は組機様式第8号)		0	0							中企団		
一括有期事業報告書	(様式第7号)		△ 元請工事があった とき(現場労災)									
事業所非該当承認申請書、及び事業所非該当承認申請調査書						Δ			非該当承認対象事業所 所轄ハローワーク			
預金口座振替依頼書		☆		☆	$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$					中企団		金融機関の確認印を受けた後、提出してください。
代表者変更連絡票 (法人事業所用)	(中企団様式)					☆						併せて特別加入の手続きが必要な場合は速やかに手 続きをしてください。
新規適用委託報奨費支給申請書	(中企団様式)	☆ 新規のとき					$\Rightarrow$					その他、添付書類の提出が必要です。
			1			1		1		I .		I.

○印は必ず提出するもの

△印は必要に応じて提出するもの

☆印は中企団にのみ必要に応じて提出するもの

## <注意事項>

- ①二元適用事業を委託する場合、「保険関係成立届」「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」は、雇用・現場労災・事務所労災のそれぞれについて提出が必要となります。「特別加入申請書」は、現場労災・事務所労災の特別加入を希望するそれぞれについて提出が必要です。
- ②二元適用事業を委託解除する場合、「労働保険事務等委託解除通知書」「事務等処理委託解除届」「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」は、雇用・現場労災・事務所労災のそれぞれについて提出が必要となります。「特別加入脱退申請書」は特別加入をしている労働保険番号それぞれについて提出が必要となります。
- ③新規適用委託報奨費支給申請書は、労働保険新規成立の場合のみ提出してください。二元適用事業についても当該書類は1部の提出 のみで結構です。
- のみで結構です。 ④個別もしくは他組合からの委託の際、メリット適用であった場合は労災保険率決定通知書の写しを提出してください。
- ⑤委託及び委託解除の手続き書類は、中企団窓口に直接ご持参ください。郵送での受付は行っておりません。
- ⑥労働保険に係る事務処理を円滑に進めるため、中企団提出書類は速やかに提出してください。